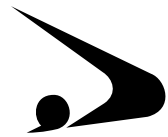


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則

秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(五三・流通経済課)

規 則

秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十三号

秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

秋田県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)

第二条第一項第二号を削り、同項第三号中「、オリブ、茶、ホップ、桑又はアスパラガス」を「その他の永年性植物」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「牛、馬、めん羊、山羊若しくは豚」を「乳牛その他の家畜」に改め、「牛若しくは豚の」及び「で農林水産大臣が指定するもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「又は造成に必要な」を「、造成又は復旧に要する」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の

様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの

の
第二条第一項第六号中「、農事放送施設、水道施設」を削り、「必要な資金」を「要する資金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄